

# 第4次総合計画 管理事業を構成する予算事業の評価シート

評価対象年度 令和2年度

施策コード	331	施策	地域福祉の推進
管理事業	社会福祉事業	所管部局	福祉部

1	所管室課	福祉総務室	事業名	千里ニュータウンプラザ施設管理事業(更生保護サポートセンター)
事業概要				
千里ニュータウンプラザ施設管理				
活動実績				
吹田地区保護司会活動を推進するために、面談を含め団体の活動拠点として千里ニュータウンプラザ内に更生保護サポートセンターを開設。(平成27年10月1日開設)				
※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8か月休所 <令和2年4月～9月、令和3年1月～2月休所、ただし左記期間中も面談処遇相談のみ利用>				
利用時間は平日午前10時から午後4時まで(土日・祝日、年末年始を除く)				
(1)開設日数 57日 (令和元年度:208.5日)				
(2)面談・処遇相談・会議室等施設利用回数 13回 (令和元年度:30回)				
		年度	令和2年度	評価の視点
		決算額(千円)	2,196	※課題があるものは■
		一般財源の比率(%)	98.5	<input type="checkbox"/> 市民ニーズ、社会的役割
		事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題		
		更生保護に関する面談・処遇相談・会議室等の年間施設利用回数が少ないことから、活動拠点としてより多くの保護司に利用していただけるよう、今後検討していく必要がある。		
		今後の実施計画の方向性・内容		
		継続		

2	所管室課	福祉総務室	事業名	地域福祉活動推進事業
事業概要				
地域支えあいネットワーク推進、地域福祉推進活動補助、福祉活動補助、日常生活自立支援事業補助、社会を明るくする運動、災害時要援護者支援、災害救援活動補助				
活動実績				
【民生委員・児童委員活動に対する指揮監督、指導訓練及び実費弁償を行うことによる拡充】【福祉避難所の機能充実による拡充】				
令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、各団体による活動が大きく制限されたこともあり、活動実績としては前年度を大きく下回っている。				
(1)地域支えあいネットワーク推進事業 同事業により配置しているCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)による年間相談件数は1,512件(令和元年度:1,247件)となり、相談件数が前年度を上回る結果となった。				
(2)地域福祉推進活動補助事業 地区福祉委員会が中心となって行ふふれあい昼食会や子育てサロンなどの小地域ネットワーク活動回数は、394回(令和元年度:1,794回)となり、前年度を大きく下回った。				
(3)日常生活自立支援事業補助事業 (福)吹田市社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の契約件数は、88件(令和元年度:102件)となった。				
(4)福祉活動補助事業 コロナ禍においても各団体においてできる範囲で地域福祉活動や啓発活動を行った。				
(5)災害救援活動補助事業 災害見舞品の内容を見直し、モバイルバッテリー、USB充電器等を新たに購入した。				
(6)災害時要援護者支援 令和2年度災害時要援護者名簿の提供に関する協定の締結数 1地区(連合自治会単位)				
		年度	令和2年度	評価の視点
		決算額(千円)	221,190	※課題があるものは■
		一般財源の比率(%)	99.9	<input type="checkbox"/> 市民ニーズ、社会的役割
		事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題		
		・地区福祉委員会が中心となって行う小地域ネットワーク活動は、地域における住民同士のつながりがより大きく貢献するものであり、今後とも補助内容を精査したうえで適切な支援を行う必要がある。		
		・地域福祉活動団体の担い手の高齢化や不足など、今後の担い手の確保や育成等を検討する必要がある。		
		・災害時要援護者支援については、個別支援計画の作成の推進、行政や地域の支援体制の構築などを計画的に進めていく必要がある。		
		今後の実施計画の方向性・内容		
		拡充		
		システム改修(災害時要援護者支援)		

3	所管室課	福祉総務室	事業名	地域福祉施策推進事業
事業概要				
地域福祉計画推進、社会福祉審議会				
活動実績				
【国民生活基礎調査等の実施による拡充】				
【社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の新設による拡充】				
(1)地域福祉計画推進事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第4次吹田市地域福祉計画策定に係る期間を1年間延長し、現計画である第3次吹田市地域福祉計画の終期を令和3年度(2021年度)として、第4次計画の策定を進めている。				
地域福祉計画推進専門分科会運営 開催回数 2回(令和元年度:4回)				
(2)社会福祉審議会運営 中核市移行に伴い、社会福祉に関する事項を調査審議するための機関として新たに設置。 開催回数 2回(令和元年度:2回)				
(3)民生委員推薦会運営 開催回数 4回(令和元年度:3回)				
		年度	令和2年度	評価の視点
		決算額(千円)	1,555	※課題があるものは■
		一般財源の比率(%)	100.0	<input type="checkbox"/> 市民ニーズ、社会的役割
		事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題		
		・第4次地域福祉計画策定に当たっては、地域社会を取り巻く環境の変化や国が掲げる「地域共生社会」の重要性を踏まえ、住民が主体的に地域の課題解決に向けて活動できるよう、支援体制の整備に向けた検討が必要である。		
		・コロナ禍における会議形態を含めて、今後ICTを活用したりリモート会議の推進や会議資料等のあり方について検討を進める必要がある。		
		今後の実施計画の方向性・内容		
		継続		

上記以外の予算事業 ※ 当該年度で廃止した事業、繰出事業などはこちらに記入。

所管室課	事業名	所管室課	事業名

# 第4次総合計画 管理事業を構成する予算事業の評価シート

評価対象年度 令和2年度

施策コード	331	施策	地域福祉の推進
管理事業	社会福祉事業	所管部局	福祉部

4	所管室課	福祉総務室	事業名	地域福祉推進費積立事業
事業概要				
地域福祉推進費積立				
活動実績				
平成27年度に高齢者向けウェルネス住宅整備用の土地を購入し、民間企業との定期借地契約を締結したことで、地域福祉の推進に活用することができたと同時に、低金利が長期化している現状においても、継続的に毎年度、約1,000万円の基金への積立が可能となった。 土地の購入により、基金積立金が、およそ半分にまで減少したため、令和2年度を含めて、ここ数年は、基金への積立にて専念している状況である。	年度	令和2年度	評価の視点	
	決算額（千円）	10,083	※課題があるものは■	
	一般財源の比率（%）	100.0	□ 市民ニーズ、社会的役割	
令和2年度 積立額 10,083千円 令和元年度 積立額 23,134千円 令和2年度末基金金額 597,475千円	事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題		■ 有効性	
	・基金を活用して市が普通財産として取得した土地について、定期借地契約により民間企業に賃貸することに伴う貸付料相当額を積み立てている。 ・低金利の長期化により、利息収入は大幅に減少しているが、資産運用の選択肢が限られているなどの課題がある。		□ 効率性	
			□ 公平性	今後の実施計画の方向性・内容
			□ 持続可能性	継続

5	所管室課	福祉総務室	事業名	福祉保健サービス苦情処理事業
事業概要				
福祉保健サービス苦情処理				
活動実績				
令和2年度においては、苦情の申立はなかった。 本事業が利用される機会は限られているが、行政不服審査法などの現行法では対応しきれない案件において、市民の権利や利益を擁護する窓口が常に開いていることが重要である。	年度	令和2年度	評価の視点	
	決算額（千円）	0	※課題があるものは■	
	一般財源の比率（%）	0.0	□ 市民ニーズ、社会的役割	
申立件数 令和2年度 0件 令和元年度 0件	事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題		■ 有効性	
	・職員では対応が困難な苦情に対して、福祉オンブズパーソンが、公正・中立の立場から調査・審査を行うことで、市民の権利や利益を擁護し、公平な市政運営に寄与することができている。 ・苦情の申立は、原則書面で行い、福祉オンブズパーソンとの面談も予約制であるため、調査・審査を含めて、一定の結論が出るまでに時間を要することが課題である。		□ 効率性	
			□ 公平性	今後の実施計画の方向性・内容
			□ 持続可能性	継続

6	所管室課	総合福祉会館	事業名	地域福祉施策推進事業
事業概要				
総合福祉会館運営審議会				
活動実績				
当年度の事業費 50,400円 開催回数 1回 委員数 7人(内欠席者1人) 事務職職員数 5人	年度	令和2年度	評価の視点	
	決算額（千円）	50	※課題があるものは■	
	一般財源の比率（%）	100.0	■ 市民ニーズ、社会的役割	
	事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題		■ 有効性	
	総合福祉会館の主な事業は、貸館と施設管理及び生活介護事業のため、施設運営について審議する案件が少なく、今後、市民のニーズや意見を取り入れる方法として、アンケートやパブリックコメント等を考える必要がある。		□ 効率性	
			□ 公平性	今後の実施計画の方向性・内容
			□ 持続可能性	継続
				今後、在り方検討会への移行を視野に廃止を含めた検討の必要性がある。

上記以外の予算事業 ※ 当該年度で廃止した事業、繰出事業などはこちらに記入。

所管室課	事業名	所管室課	事業名

# 第4次総合計画 管理事業を構成する予算事業の評価シート

評価対象年度 令和2年度

施策コード	331	施策	地域福祉の推進
管理事業	社会福祉事業	所管部局	福祉部

7	所管室課	生活福祉室	事業名	行旅病人及び行旅死亡人等取扱事業
事業概要				
行旅病人及び行旅死亡人等取扱				
活動実績				
「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、住所、居所、氏名が不明で引取者のない死亡人を行旅死亡人とみなし、また「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、葬祭を行うものとされている。該当事業が、市内で発生した場合、委託事業者に火葬等の依頼を速やかに行い、対応している。 ・年間件数 平成30年度・・・3件、令和元年度・・・1件、令和2年度・・・8件				
		年度	令和2年度	評価の視点
		決算額（千円）	1,199	※課題があるものは■ <input type="checkbox"/> 市民ニーズ、社会的役割 <input type="checkbox"/> 有効性 <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 持続可能性 今後の実施計画の方向性・内容 継続
		一般財源の比率（%）	75.2	
事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題 医療機関、警察等からの通報により、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、墓地・埋葬等に関する法律第9条に規定されている死亡人とみなされた場合、速やかに遺体の引き取り、火葬等を契約事業者である葬儀会社に依頼している。事業を継続することは地域福祉に貢献するものである。				

8	所管室課	生活福祉室	事業名	災害に係る見舞金等の支給及び貸付事業
事業概要				
災害見舞金等支給、災害援護資金等貸付				
活動実績				
(1)災害見舞金等支給 吹田市災害見舞金等の支給等に関する条例及び同法施行令に準拠し、自然災害により死亡した被災者の遺族又は、身体、精神に著しい障がいを受けた被災者に対して、生活の支援を目的として、死亡弔慰金等の支給を行う。また、自然災害の被害を受けた世帯の世帯主に対しては貸付を行う。 ・災害見舞金等支給件数 平成30年度・・・30件、令和元年度・・・8件、令和2年度・・・19件 ・災害援護資金等貸付件数 平成30年度・・・0件、令和元年度・・・0件、令和2年度・・・0件				
		年度	令和2年度	評価の視点
		決算額（千円）	891	※課題があるものは■ <input type="checkbox"/> 市民ニーズ、社会的役割 <input type="checkbox"/> 有効性 <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 持続可能性 今後の実施計画の方向性・内容 継続
		一般財源の比率（%）	100.0	
事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題 災害見舞金等支給については、災害を受けた被災者等に対して見舞金等の支給を速やかに行うことは、被災者等への救済支援として大きな効果があり、事業を継続することは、市民及び地域福祉に貢献するものである。 災害援護資金等貸付については、直近3年間の支給及び貸付実績はないが、支給や貸付を行うことは、自然災害により生活に困窮する被災者等の生活の安定を図るために大きな効果があり、事業を継続することは、市民及び地域福祉に貢献するものである。				

9	所管室課	生活福祉室	事業名	戦没者追悼式実施等事業
事業概要				
戦没者追悼式、戦没者遺族等特別弔慰金支給				
活動実績				
【戦没者追悼式委託範囲の拡大及び戦没者遺族に対する特別弔慰金支給に係る会計年度職員増員による拡充】 (1)戦没者追悼式 先の大戦での戦没者、原爆死没者ならびに戦争犠牲者に対し追悼の誠を捧げ、恒久平和の誓いを込めて追悼式を開催する。ただし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症対策として、式典は行わず献花式のみを行った。 ・追悼式受付人数(令和2年度は献花式受付人数) 平成30年度・・・263人、令和元年度・・・208人、令和2年度・・・114人 (2)戦没者遺族等特別弔慰金支給 今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国より改めて弔意の意を表すため、戦没者等の遺族に国から特別弔慰金を支給する。支給手続きの窓口は市区町村で行い、令和2年度より第十一回特別弔慰金の受付を行っている。 ・第十一回特別弔慰金支給申請件数 令和2年度・・・669件				
		年度	令和2年度	評価の視点
		決算額（千円）	3,003	※課題があるものは■ <input type="checkbox"/> 市民ニーズ、社会的役割 <input type="checkbox"/> 有効性 <input type="checkbox"/> 効率性 <input type="checkbox"/> 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 持続可能性 今後の実施計画の方向性・内容 継続
		一般財源の比率（%）	96.2	
事業自体の課題や対応状況・施策推進への貢献に関する課題 戦没者追悼式については、戦没者遺族の高齢化に伴う参列者の減少等の問題はあっても、単なる式典の開催にとどまらず、平和について考える重要な契機となっていることから、開催意義については積極的に発信を行っていく必要がある。 戦没者遺族等特別弔慰金支給については、戦後からの経過に伴い支給件数は減少傾向にはなるが、戦没者及び戦没者遺族に弔意の意を表し続ける必要はある。				

## 上記以外の予算事業

※ 当該年度で廃止した事業、繰出事業などはこちらに記入。

所管室課	事業名	所管室課	事業名